

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定及び導入支援制度を実施しています

京都府では、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、中小事業者等による府内での自立型再生可能エネルギーの導入促進を目指し、設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度（税制優遇（事業税の減免）や補助制度）を行っています。本制度を活用し、事業所における自立型再生可能エネルギーの導入を検討ください。

計画認定

計画認定申請期間 平成27年10月1日（木）から（随時受付）

計画認定期間 平成27年10月1日（木）以降の計画認定日から令和3年3月31日（水）まで
（上記期間内で、申請者が任意に認定期間を設定します。）

※令和3年3月31日までに自立型再生可能エネルギー設備を導入・設備設置完了することが必須となります。令和3年3月31日以降に設備設置完了となる場合はいかなる場合においても認定対象外となります。

計画認定及び支援制度（税・補助金）

	対象事業①（条例第19条第1項第1号）	対象事業②（条例第19条第1項第2号）
対象者	中小事業者（資本金の額1億円以下）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、 <u>自己消費を目的として発電を行う事業</u> ※自己消費を目的とするため、 <u>FITによる全量売電は認められません。</u>	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象設備	再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）及び効率的利用設備（蓄電池・EMS等）	再生可能エネルギー設備（ <u>太陽光発電設備は対象外</u> ）
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を受けることができます※1	
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価額の1/3（上限1,000万円） ※計画認定期間：平成27年10月1日から令和3年3月31日まで	
補助金※2	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ・効率的利用設備2種（蓄電池及びEMS）の場合、設備取得価額の1/2（上限400万円） ・効率的利用設備1種（蓄電池又はEMS）の場合、設備取得価額の1/3（上限400万円） ※補助金申請期間：令和2年5月14日から令和3年1月29日まで	

※1 1事業者につき、認定は1回限りとします。また、当該支援制度は、京都府以外（国や市町村等）の補助制度等と併用することが可能です。ただし、詳細は、各補助制度等の諸条件を確認ください。

※2 補助金については、令和2年度事業が対象（詳細については、下記までお問い合わせください）。

【お問い合わせ先】 京都府府民環境部エネルギー政策課

電話：075-414-4298

E-mail：energy@pref.kyoto.lg.jp

自立型再生可能エネルギー導入等計画の策定・申請

京 都

自立型再生可能エネルギー導入等計画の認定

※計画認定期間：平成27年10月1日から令和3年3月31日まで

事業税の減免

補助金

補助金交付申請

※申請期間：令和2年5月14日から令和3年1月29日まで

交付決定

計画に基づく設備導入・設置完了

事業税減免申請

設置完了報告書

検査

事業税減免額の確定

補助金額の確定

事業税の減免

補助金の交付